

【会計課】

ふるさと納税について

ふるさと納税とは、ふるさとを離れた方々がふるさとをはじめ地方の自治体に寄附を行うことによって地方を応援できる制度で、個人の所得税と住民税から個人負担額2000円を差し引いて(所得に応じて上限はありますが)寄附額を控除するものです。

寄附者自身で使い道を指定でき、地域の特産品などをお礼の品として受け取ることができるため町内事業者の所得向上、地域経済の活性化につながっています。また、ふるさと納税は、町政運営のための自主財源を確保できる貴重な機会であり、住民サービスの充実のため様々な事業に活用されています。

川南町では、制度を活用して「まちを元気にする。」という目的を持って、返礼品を扱う事業者の①所得向上、②雇用創出、③後継者育成の3つの目標を掲げ取り組んでいます。

- 1 令和5年度の予算規模 約20億円
令和4年度寄附見込額 約37億円

- 2 ふるさと納税寄附金により実施した主な事業(令和4年度)
 - ・ 総合福祉センター整備事業
 - ・ 子ども医療費助成事業
 - ・ 新規就農者研修事業
 - ・ 企業誘致支援事業
 - ・ 高等学校等就学支援事業
 - ・ 地域自治支援事業
 - ・ 町立中学校再編整備事業ほか